

清水町下水道使用料等審議会

第 1 回審議会 会議録

と き：令和6年3月26日（火）

ところ：清水町役場別館 東側会議室

事務局から審議内容の説明後、次のような質疑・応答がありました。

	(1 清水町の下水道事業について)
委 員	基本的に、この下水道使用料は、各家庭から集めて、県なり沼津市なり、処理しているところへお金を納めているのでしょうか。基本料があるのでしょうか。
事務局	負担金という形で納めています。清水町から処理場にどれだけの汚水が流れているのか、水量が計算されて、県又は沼津市から、処理場を維持するための費用、また汚水を処理するための費用を、清水町はこれだけ納めてくださいということで、請求があって納めています。
委 員	汚水の量が分かるのでしょうか。どこで分かるのでしょうか。
事務局	まず、狩野川以北の西部処理区については、県の狩野川西部浄化センターに汚水を送水していますが、その汚水の通過点として3箇所あります。1つ目が、町の東部地域に当たる第2処理分区ですが、こちらは的場にある的場中継ポンプ場に一旦汚水を集めてポンプで汚水を圧送しており、そこに流量計が設置されています。2つ目が、町の西部地域と北部地域に当たる第3処理分区ですが、こちらは新道と国道1号バイパスの立体が交差するところにマンホールがあり、そこを通過することになっており、流量計が設置されています。3つ目が伏見の一番北側の地域に当たる第4処理分区ですが、近物レックスさんの前、国道1号の高架下にマンホールがあり、そこを通過しますので、やはり流量計が設置されています。令和5年度については、この3つの流量計の数値を合計した水量に、処理単価1㎡当たり90円を乗じて負担金を算出し、静岡県に、年4回に分けて収めています。 次に徳倉地区の左岸処理区ですが、こちらは上徳倉の一番南側にある徳倉中継ポンプ場に、徳倉地区から排出されたすべての汚水を一旦集め、横山トンネルを超えて沼津市静浦にある南部浄化センターに圧送していますので、この徳倉中継ポンプ場に流量計が設置されています。なお、南部浄化センターへの負担金については、1年間でかかった維持管理費等を、沼津市の水量と清水町の水量で按分して負担金額を計算しています。
委 員	下水道使用料は、水道水の水量で計算されていますが、会社などは、水道水以外に井戸水なども使っていると思います。そのような場合の下水道使用料はどうしているのでしょうか。
事務局	認定水量制度ということで、それぞれの会社などで流量計を設置してもらい、使った井戸水等の水量を申告していただいています。そして、水道水の流量と申告していただいた水量を合計して下水道使用料を計算しています。
委 員	一般家庭の井戸水については、何年か前に町の調査があって、どの家で井戸水を使っているのか承知していると思いますが、企業についてはどのように把握しているのでしょうか。

事務局	まず、下水道を使うには、下水道に接続する工事を行わなければなりません、それには町への申請が必要であり、工事完了の際には必ず町の職員が検査を行います。その排水設備の検査において、どのような汚水が流れていくのかを調査していますので、井戸水を使っているようであれば、認定水量の申告をするよう指導をしています。
委 員	あくまでも申告制なのでしょうか。水道水であれば検針員が量りますが、申告制の場合は使っている方が量るので、申告してもらった水量に誤りはないのでしょうか。
事務局	水量に誤りがないかどうか、これは抜き打ちで検査をしたときに、誤りがあればそこで分かりますので、その分を後でかけることになります。
委 員	今は水道の検針員が2か月に1度、検針に回っていますが、人員削減等もあり、将来的には機器等で水量を常に管理できるようになるのでしょうか。というのも、以前、住民と検針員とでトラブルがあったということを聞いています。 もう1点、庭等へ散水するケースがあると思いますが、散水した水も下水道の料金に含まれてしまうので、たとえば7割とか8割とか、料金を調整することはできないのでしょうか。
事務局	夏の時季に散水をされたり、花壇にお水をやったりと、各家庭で（下水道に流さない）水を使っていることは承知しています。そのような中で、ご存知のとおり、下水道の使用水量は上水道の使用水量、沼津市の検針員が検針した数値を用いているわけですが、では、散水に使ったお水が2か月分の水量の何%程度なのか、あるご家庭では多く散水している、あるご家庭ではほとんど散水していないなど、その家庭によって使われ方は様々であります。そうなりますと、どのようにして散水した分の水量を申告していただくか、どの数値を使用水量として信用するのか、一定のルールを定めていかなければなりません。そのルールを定めて運用していけるようであれば、控除もできるのかもしれません。お気持ちは十分に分かりますが、現状では難しいと考えます。 検針の件については、電子化などが進んでいますので、将来的には各家庭の水量が自動でわかるようになるときが来るかもしれません。時代の中で、検針の方法も変わってくるのではないのでしょうか。
委 員	県や沼津市の施設を使うということで、それぞれ負担金を支払っているとのことですが、平成30年度に実施した前回の審議会以降に、またそれ以前も、定期的な負担割合の見直しや、単価の見直しなどは行われているのでしょうか。
事務局	左岸処理区に係る沼津市への負担金については、毎年維持管理費の合計を按分していますので、制度的な変更はありません。一方で、県につきましては、5年に一度、単価と責任水量の見直しがあります。責任水量とは、各構成市町が1年間にどれくらいの汚水を排出するのか、その計画水量のことであり、清水町の場合は、近年48,000m³ずつくらい計画水量が増えていく計算で設定されています。単価についても、この5年間は81円から上がっていき、この令和4・5年度は90円、そして計画期間満了の令和6年度は86円となっており、令和7年度以降の単価と責任水量の設定について、この4月から見直しの会議が始まることとなっています。

委 員	下水道の料金は、上水道の検針の数値で決まるとのことですが、浄化槽を使っている方は、年に何回か、点検や清掃などの費用がかかった上で、下水道の使用料もかかるのでしょうか。
事務局	浄化槽をお使いになっている方については、使用料はいただいております。
委 員	下水道を使っているか、浄化槽を使っているか、どこで分かるのでしょうか。
事務局	下水道が使えるようになるには、まず、道路に埋設されている下水道に本管と、敷地の中に設置した汚水柵を繋ぐ工事が必要になります。そして、家の中の汚水をどこにどう繋げて汚水柵に集めるのかという（排水設備）工事についても、町への書類の申請が必要になります。さらには、工事が終わった際には、町の職員が検査を行います。このような一連の手続きが済んだ後で、下水道使用料をいただいております。 A 3 の図面のとおり、まだ着色のされていない市街化調整区域など、下水道に繋がなくても繋ぐことができない地域が残っていますので、このような地域にお住まいの方については、従来どおりの浄化槽をお使いいただいております、下水道使用料はいただいております。
委 員	家の前の道路に下水道の本管が通っている地域でも、お金がかかるからということで、下水道に繋がっていないお宅はまだたくさんあるのではないのでしょうか。
事務局	残念ながら、そのような方々もいらっしゃいます。それが、先ほどの資料にあった「水洗化率」という数字で表したのものにも関係してきますが、そのような方々には、環境のためにも、下水道に接続していただきたい旨のお願いを毎年しています。また、少額ではありますが、供用開始から3年以内は、下水道への接続工事費の6%、3万円を上限として補助金を交付しています。
委 員	そのような家庭には接続のお願いしているとのことですが、何年に1回とか、各家を回ったりしているのでしょうか。
事務局	ご案内のお手紙の配布を含めて、お願いに回っています。ただ、このような時代、高齢者の方がお1人で住んでいらっしゃる場合や、何年後かに建替えを予定されている場合など、やはり接続工事にも多額の費用がかかりますので、やむを得ない事情もあるのが実情です。
委 員	料金未回収、つまりお金を払っていただけない方が数%程度いるようですが、そのような方は、やはり固定資産税なども滞納している方が多いのでしょうか。固定資産税も滞納しているようだと、やはり下水道使用料を払っていくのも難しいのかなとも思うのですが。
事務局	収納率につきましては、毎年、現年分で97%程度となっていますので、1年間で約3%程度が未納となっている状況であります。このような方々には、年1回～2回、集中滞納整理ということで、町の職員が2人1組になって、夜間お宅にいらる時間帯に訪問をし、徴収対策をしています。

	また、今までなかなか着手できませんでしたが、令和6年度からは税務課と連携して、預金口座や給与の差押えなどを実施していきたいと考えています。ただ、こちらについては、例えば預金口座を押さえるにも、その情報を調査するのに銀行に対して手数料がかかります。きちんと納めていただけない方々の対策に、きちんと納めていただいた方々の使用料を使わなければならないということもあり、下水道単独では、正直難しいところがありますので、あくまでも他の税目で滞納があって、税務課が差押えを予定している案件に寄せさせていただく中で、上手に連携していきたいと考えています。先ほど委員から、「固定資産税も…」というお話があったとおり、滞納している方はいろいろなものを滞納している例が多々ありますので、こちらとしては経費を使わず、税務課の滞納対策と連携して下水道使用料の徴収ができるように、上手に取り組んでいきたいと考えています。
委 員	管の保全に関して、民間に包括委託されいているとのことですが、水道管の検査なのでしょうか、よく見るのですが、ポコン・ポコンと音をさせながらやっているあの検査も、本物の業務なんのでしょうか。いくらかかっているのでしょうか。
事務局	あれは水道管の検査であり、誰でもできるわけではなく、技術をもった職員しかできない業務であります。能登半島地震でも、横浜市の職員などが、水道管の位置や、破損しているかどうかを調査していたようですが、下水道管は（埋設されている位置が）深いので反応しません。水道管は浅いので反応するようです。 町ではそのような検査に直接携わっていませんので、それ以上のことはわかりませんが、下水道の場合には、人が入ることができる大きなマンホールもありますし、TVカメラを入れて調査することもできます。
委 員	現時点で下水道管が痛んでいるところはあるのでしょうか。
事務局	清水町の下水道管については、緊急輸送路内の重要な幹線管渠（レベル2）の耐震化率が89%程度であり、震度7・8に対応できる構造となっています。マンホールについては液状化等もありますので、浮いてきてしまう可能性もありますが、機能が失われない許容値内で耐えうることはできるとされています。残りの管渠についてまで耐震化を行うことは、費用も莫大になりますので、そのような管渠については、レベル1として、震度5強程度に耐えうる構造となっています。こちらについては、今すぐに耐震化をするよりも、破損状況により改修した方がむしろ安価ですので、現在のところ、そこは割り切って対応することとしています。 また、ストックマネジメントについて、町域で一番古い中徳倉の管渠は対応済であり、次に古い卸団地地区の幹線管渠については、令和6年度から改築に着手する予定です。

	(2 諮問の内容について)
委 員	清水町では、一般会計から 12%程度を（使用料収入で賄えない污水处理費の不足分として）基準外繰入しているとのことでありましたが、県内で一番安い長泉町は、一般会計から何パーセントくらいの基準外繰入をしているのでしょうか。
事務局	長泉町については、経費回収率が 48%~49%という時期もありましたので、計算上は半分以上を一般会計から繰り入れて污水处理費の不足分に充てていたこととなります。それが妥当かどうかは、長泉町や住民の考え方があり、町の政策になります。予算をどう配分するかということになりますので、我々がどうこう言うことではないのですが。
委 員	長泉町は、水道料金も全国で 2 番目かと、とても安い。使っていない人が負担することがあったとしても、値上げをしない、安くしたい、抑えたいという方針。借入も減らしていると聞いています。安いに越したことはないので、清水町も同じようにできないのでしょうか。
事務局	（一般会計の）財源が豊かであれば、いろいろなものに配分できますので、長泉町のように、水道事業や下水道事業にも（一般会計からの）予算が配分できるのですが、清水町では、なかなか難しいのが実情です。
委 員	A 3 の図面で、青と赤の地域が、下水道が使える地域になるとのことでしたが、財源がない中で、これ以上、区域を拡張していくことが正解なのか、一度、ここで手を上げて、整備が終わっていない区域の方々には、健全財政に戻ってから整備を再開するからということで説明をすれば、税金からの財源の投入云々とか、使用料は安いままでよいとか、そういうことにならないのでしょうか。このまま進めていって、（経営が）立ち行かなくなるということにならないのでしょうか。
事務局	町内にも、市街化区域と市街化調整区域がある中で、やはり市街化区域で整備が終わっていない区域については、整備を進めていかなければなりません。この市街化区域で整備が終わっていない主な区域が外原地区になりますので、少なくともここだけは整備を終える必要があります。また、残りの市街化区域で整備の終わっていないところについても、都市計画税をいただいている以上、整備を進めていかなければなりません。最後に残る市街化調整区域については、また整備の拡大について検討、判断するときがあるかもしれません。しかしながら、市街化調整区域に住んでいる方のご意見・ご要望もありますので、ひととおり整備を進めていく予定です。
委 員	（都市計画税をとっていない）市街化調整区域の方が、例えば病院を設置するなどの場合は、料金を高めに設定することができればと思いますが...
委 員	レジュメにある使用料の計算方法を見ると、この場合に 13 円しか値上がりしていません。この程度の増でよいのでしょうか。

事務局	この場合ですと、1回当たり13円の差ということになりますが、これは端数処理の廃止によって増額となる金額の例になります。端数処理の廃止によって増額となる金額は、1か月当たり9円が最大値でありますので、2か月では最大で18円ということになります。ただ、こちらの資料は増額改定案ではなく、あくまでも諮問事項3の端数処理の廃止に係るものであります。改定案につきましては、次回の会議でご提示いたします。
委 員	3%の値上げで、どの程度の値上げになるのでしょうか。
事務局	3%と申しましても、基本料金を改定するのか、従量料金を改定するのか、両方を改定するのか、その改定の割合によって、全体でどの程度の値上げになるのか、計算上、金額ベースでご提示するのが難しいのですが、一般的な家庭の2か月40㎡の場合では、現行5,100円を5,500円ぐらい（税込で400円程度の増）となる改定を考えています。この金額で5%弱の平均改定率となる想定です。ただ、基本料金部分の改定か従量料金部分の改定か、その改定方法によって金額の上がり方も異なりますので、全体の平均改定率として3～5%程度と考えています。
委 員	この基本料金や従量料金は、（国や県が定めたものではなく）町が何かで定めたものなのでしょうか。
事務局	町の下水道条例で、町が定めたものになります。